

平成 28 年第 2 回名取市教育委員会定例会会議録

1 会議の年月日

平成 28 年 2 月 15 日（月）

2 会議の場所

市役所 5 階第 1 会議室

3 出席委員

武田委員長、相原委員長職務代行委員、佐々木委員、芳賀委員、瀧澤教育長

4 欠席委員

なし

5 説明のために出席した者

小野寺教育部長、鈴木理事兼学校教育課長、佐竹教育部次長兼生涯学習課長  
佐藤庶務課長、大友文化・スポーツ課長  
佐藤教育部企画員兼庶務課長補佐、高橋主幹兼庶務係長

6 議事日程

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第 4 議事

議案第 1 号 名取市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧名取市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に対する意見について

議案第 2 号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に対する意見について

議案第 3 号 名取市震災遺児孤児奨学金支給要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第 4 号 平成 28 年度名取市教育基本方針について

議案第 5 号 平成 27 年度名取市一般会計補正予算（第 8 号）（教育費）に対する意見について

議案第 6 号 平成 28 年度教育費予算案に対する意見について

議案第 7 号 県費負担教職員人事異動の内申について

7 開会時間

午後 3 時 30 分

## 8 会議の概要

武田委員長

只今より、平成 28 年第 2 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第 1「前回会議録の承認について」ですが、平成 28 年 1 月 25 日開催の第 1 回定例会会議録については、先日、各委員宛配布済みであります。

この内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

異議なし。

武田委員長

なければ、会議録を承認といたします。

日程第 2、本日の会議録署名委員に相原委員並びに芳賀委員を指名いたします。

よろしくお願いします。

日程第 3、教育長報告（1）一般事務報告について説明をお願いします。

瀧澤教育長

それでは、資料の 3 ページ、4 ページになります。

私からは、特にありません。

後は、各課からの報告といたします。

武田委員長

庶務課からお願いします。

佐藤庶務課長

庶務課からは、特にございません。

武田委員長

続きまして、学校教育課からお願いします。

鈴木理事兼学校教育課長

1点報告させていただきます。

3ページ6番、市防災担当者会についてです。市内の防災主幹の先生3人を中心として検討を行い、県でつくった防災の副読本を活用した防災教育年間指導計画の名取化について話し合いました。

新たな防災教育年間指導計画作成の趣旨は、東日本大震災で大きな被害を受けた名取市として、風化させない、自分の命は自分で守る、地域を知るという三つの柱を意識して防災教育年間計画の名取化を図るというものです。

名取化とは、「自分の命を自分で守るために、自分の住む地域を知る学習を重視する」「地域の環境に応じた学習内容を明らかにして学習を展開する」「風化させない工夫として、名

取市民防災マニュアルの情報や名取震災の記録写真、語り部等を適宜活かした指導を行う」  
「計画枠を統一して、特に意識して指導すべき学習が見える化する」ことと捉えました。そ  
して毎月11日前後を「防災学習日」として学校ごとの取り組みをしていくということになり  
ました。以上のことについて、来年度から取り組んでいくこととしております。  
以上でございます。

瀧澤教育長

只今、学校教育課長よりお話しがありましたことは、先ほどお渡しした資料の中身になり  
ます。

武田委員長

ありがとうございました。  
生涯学習課からお願いします。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

生涯学習課からは、特にございません。

武田委員長

文化・スポーツ課からお願いします。

大友文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課からは、特にございません。

武田委員長

ありがとうございました。  
部長、ありませんか。

小野寺教育部長

特にありません。

武田委員長

只今、教育長、各課課長よりご報告がありました。  
報告のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし。

武田委員長

なければ、日程第3(1)一般事務報告については報告どおり承認といたします。  
次に、(2)行事予定について説明をお願いします。

瀧澤教育長

それでは、資料は5ページから6ページになります。

3月の定例会、懇話会については、後ほど協議をお願いいたします。  
私からは、特にありません。  
後は、各課からの報告といたします。

武田委員長

庶務課からお願いします。

佐藤庶務課長

庶務課からは1点ご報告いたします。

行事予定の5ページの10番です。2月21日日曜日に、「平成28年度非常勤嘱託職員」の採用試験を行う予定としております。応募受付は、去る2月1日から開始し、12日で締め切りました。募集していた職種の職種ごとの応募状況につきましては、教員補助者14名、公民館学習支援員18名、文化財調査補助員3名となっております。

庶務課からは、以上です。

武田委員長

ありがとうございました。

続きまして、学校教育課からお願いします。

鈴木理事兼学校教育課長

2点お話しをいたします。

5ページ22番「市立中学校卒業式」、同じく5ページ25番「市立幼稚園修了式」、5、6ページ26番、27番「市立小学校卒業式」、6ページ32番、33番「幼稚園閉園式」についてです。それぞれ教育委員の皆さまのご出席を宜しく願いたします。

次に6ページ29番「市立幼稚園・小学校・中学校修了式」についてです。この日で1年間の学習を修了し、翌日から学年末休業日に入ります。

以上です。

武田委員長

ありがとうございました。

続きまして、生涯学習課からお願いいたします。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

1点ご説明をいたします。

5ページの16番です。3月1日に閑上公民館の仮設事務所を開設します。宮城県建築士事務所協会から「みんなの木材資料館」を無償で貸与していただき開設します。仮設ではありませんが、地区住民に寄り添い、地域コミュニティ拠点として活用していきたいと考えております。また、現在は、生涯学習課長が兼務しております閑上公民館長は、今年4月より、地区から選出いただいた新たな館長をお迎えし、公民館活動の充実を図ってまいります。

以上です。

武田委員長

ありがとうございました。

文化・スポーツ課より、お願いします。

大友文化・スポーツ課長

1点説明をいたします。

5ページ9番になります。今週の金曜日、2月19日に市民体育館会議室において、「第1回名取市歴史文化基本構想等策定委員会」を開催いたします。

これは、今回が初めて開催となるもので、今後、平成29年度末の構想策定まで年2回程度の開催となります。

委員は15名で歴史や考古学等の学識経験者4名、文化財の保存活用等に関わる市民4名、県等の文化財関係機関の職員4名、地域復興・商工観光や都市計画課等に関わる市職員3名、観光や伝統文化・まちづくりに関わる市民4名の構成となっております。

今後は、策定委員の皆さまに関連する内容について、審議いただくこととなります。

以上です。

武田委員長

ありがとうございました。

部長、ありませんか。

小野寺教育部長

5ページの12番になります。

平成28年2月市議会定例会が2月23日に開会いたします。教育委員会関係の事案は現時点ではこれからご審議いただきます、条例2か件と、予算につきましては平成27年度補正予算と平成28年度当初予算の2か件になります。一般質問につきましては2月17日水曜日が締め切りとなっておりますが委員長に対する質問があれば後日日程についてご連絡させていただき、答弁についての調整をさせていただきたいと思っております。議会についての日程は以上でございます。

武田委員長

ありがとうございました。

只今、教育長、各課の課長から行事予定について、説明がありました。

委員の皆さま、いかがでしょうか。

説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし。

武田委員長

各委員、何かありませんか。

なければ、日程第3(2)行事予定については原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

日程第 3 (2) 行事予定については報告どおり承認といたします。

日程第 4 議事、議案第 1 号「名取市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧名取市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に対する意見について」議題にしたいと思えます。

教育長より、ご説明お願いいたします。

瀧澤教育長

議案第 1 号について、資料は 7 ページから 10 ページ、別冊でお渡ししております、議案資料集の 1 ページと 2 ページの議案第 1 号資料になります。本議案は人事院勧告に基づく、総理大臣等の給与改定に準じ、旧名取市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により市長から意見を求められておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

条例の改正内容については部長から説明をいたします。

武田委員長

小野寺教育部長、よろしくお願いいたします。

小野寺教育部長

条例の改正内容についてご説明申し上げます。

資料 10 ページをご覧ください。

「名取市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧名取市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例について」ご説明を申し上げます。平成 26 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され平成 27 年 4 月 1 日から施行されておりますが、この法律改正によりまして教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置することになっております。これに伴い従来の教育長の給与等について定められておりました名取市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例が平成 27 年 2 月議会で可決されております。この廃止条例の中で経過措置といたしまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項において、この法律の施行の際、現に在職する教育長はその教育委員会の委員としての任期中に限りなお従前の例により在職するものとする規定されておりますことから、教育長がなお従前の例により在職する場合におきましては廃止前の条例、旧給与等条例と今後説明させていただきますが、その規定はなおその効力を有するものと規定しております。今回の条例改正の経緯ですが、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与の額を改定するため、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が 1 月 26 日に公布されております。この内容に準じまして市長等の特別職の給与について改定が行われることから、教育長の給与についても同様に改正すべく、経過措置の規定を踏まえまして旧給与等条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

資料 10 ページに基づき条例案文についてご説明申し上げます。別冊議案資料につきましては 1 ページと 2 ページが新旧対照表となっておりますので併せてご覧ください。まず第 1

条は平成 27 年 12 月 1 日適用分の旧条例の一部改正で旧条例第 2 条第 4 項において、教育長の平成 27 年 12 月の期末手当の支給割合を 0.05 月分引き上げることを規定するものであります。

続きまして、第 2 条は平成 28 年 4 月 1 日施行分の旧給与等条例の一部改正で、旧条例第 2 条第 4 項において、教育長の平成 28 年 4 月以降の期末手当の支給割合につきまして 6 月支給分を 100 分の 150 に、12 月支給分を 100 分の 165 に変更することです。なお、6 月と 12 月で合計しました年間支給割合については、平成 27 年度の引き上げ後の年間支給割合合計と変更はないところでございます。

次に附則でございますが、第 1 条第 1 項及び第 2 項は施行期日及び適用日について規定するものでございます。次に第 2 条は今年度に既に支給している給与について、給与を内払いすることを規定するものでございます。

以上で議案第 1 号についての説明を終わります。

武田委員長

よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

武田委員長

それでは、議案第 1 号について承認といたします。

議案第 2 号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に対する意見について、議題にしたいと思えます。

教育長より、ご説明お願いいたします。

瀧澤教育長

議案第 2 号ですが、資料は 11 ページから 14 ページ及び議案資料集の 3 ページ、議案第 2 号資料になります。本議案は学校教育法等の一部を改正する法律が平成 27 年 6 月 24 日に交付され平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い新たに義務教育学校の制度が創設されることによる所要の改正を図るものであります。これについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に規定により市長より意見を求められておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

条例の改正内容については、教育部長から説明いたします。

武田委員長

小野寺教育部長、お願いいたします。

小野寺教育部長

資料の 14 ページをご説明いたします。

只今、教育長から説明がありましたとおり、学校教育法等の一部を改正する法律が平成 27 年 6 月 24 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。今回の大きな改正点は、学

校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されたことでもあります。

義務教育学校制度の主な概要といたしましては、改正法第1条で我が国における学校の種類として、新たに義務教育学校を設けることとしたこと、これに伴う関係条文の改正で、義務教育学校の修業年限は9年とし、小学校段階に相当する6年の前期課程及び中学校段階に相当する3年の後期課程に区分したことでもあります。

この学校教育法等の一部を改正する法律により、「義務教育学校」が新たに学校の種類として規定され、学校の種類が追加されたことに伴い、本市の関係する条例を改正すべく、条例を制定するものであります。

なお、平成30年4月の開校を目標に再建を進めております閑上小・中一貫教育校につきましては、この法律に規定する義務教育学校として設置されることとなりますが、名取市立学校の設置に関する条例改正並びにそれに伴うその他関係する条例の改正につきましては、現在の閑上小学校、閑上中学校の廃止と合せて提案することとしております。

それでは、資料14ページに基づき条例案文について説明します。別冊議案資料は3ページの新旧対照表になります。併せてご覧ください。条例中、教育部所管になります第2条関係の「名取市民体育館条例の一部改正」についての条文のみ説明いたします。

条例第12条に規定する使用料の別表であります。1施設使用料(1)貸切使用の表中、備考1は「小学校の児童」の次に「その他これに準ずる者」を加え、「及び高等学校の生徒」を「、高等学校の生徒その他これらに準ずる者」に改めるものです。

同じく備考2は、「一般・学生」を規定しているものですが、『2「学生」とは、大学生その他これに準ずる者をいい、「一般」とは、児童、生徒及び学生並びに満4歳未満の者以外の者をいう。』に改めるものです。

また、同じく別表1施設使用料(2)個人使用料の表中対象者である「小・中・高校生」について、新たに備考を設け『備考「小・中・高校生」とは、小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。』として規定するものであります。附則は施行期日を規定するものであります。

議案第2号については、以上であります。

武田委員長

ありがとうございました。

教育部長より説明がありました、議案第1号については、条件が違ってきたことに伴う条例の改正という事ですが、各委員いかがでしょうか。

小野寺教育部長

学校の種類が増えましたので、市外からの利用を想定しますと市外には義務教育学校があり中等教育学校もありますので、解釈上、範囲を広めるというかたちに改正するという事です。

武田委員長

いろんな法的な条件整備を整え、新しい事に対応していくということです。

この内容について、ご質疑等ありませんか。



全委員

なし。

武田委員長

なければ、議案第 2 号については、原案のどおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議がないものと認め、議案第 2 号について承認といたします。

議案第 3 号、名取市震災遺児孤児奨学金支給要綱の一部を改正する告示の制定について、議題にしたいと思います。

教育長より、ご説明お願いいたします。

瀧澤教育長

資料は 15 ページと 16 ページ及び、議案資料集の 4 ページから 6 ページの議案第 3 号資料になります。本議案は平成 24 年 9 月に宮城県の東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付要綱を参考に、名取市震災遺児孤児奨学金支給要綱の一部を改正し、支給額並びに支給対象範囲の拡大を行ったところではありますが、対象となる教育施設について、宮城県と合わない部分が出てきたことから、宮城県に対象教育施設を合わせるべく改正を行うものであります。

ご審議をお願いいたします。

担当課から補足があればお願いいたします。

武田委員長

庶務課長、お願いいたします。

佐藤庶務課長

議案第 3 号「名取市震災遺児孤児奨学金支給要綱の一部を改正する告示の制定」につきまして、庶務課から補足のご説明を申し上げます。

この要綱につきましては、宮城県の「東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金給付要綱」を参考として制定、及び一部改正を経て運用しているものであり、奨学金の受給対象となる者が在籍する学校の範囲に関する解釈につきましても、宮城県と同様とする取り扱いでの運用を行っていかうとするものであります。

その一方で、只今、教育長がご説明いたしました一部の教育施設につきまして、県の要綱では、明文化されているものの、市の要綱では謳われていないために、宮城県と合わない部分が出てまいりました。

お手元の議案資料集の 4 ページをご覧いただきたいと思います。具体的には、改正案の、第 2 条第 4 号に規定しようとする「教育等施設」であります。こちらに規定しております教育等施設について、今般、一部改正により要綱に盛り込み、宮城県の制度と同様の形にしていかうとするものであります。

この改正に伴う形で、第2条の定義規定の中身につきましても、整理をいたしております。先ず「学校」の定義であります。現行の規定では、第3条の「支給対象者」の規定の中で、奨学金の支給対象とする者の在籍する「学校」の範囲を規定しておりましたが、この部分について、一部列記内容の整理を行ったうえ、改正案の、第2条の中に、第3号として規定し直そうとするものであります。この規定のし直しによる、奨学金の支給対象とする者の在籍する「学校」の範囲につきましては、これまでと変更はございません。

また、今般、新たに明文化を行おうとする第2条第4号の「教育等施設」に在籍する者の取り扱いにつきましても、これまで、奨学金の受給対象となる者が在籍する学校の範囲に関する解釈について、宮城県と同様とする取り扱いとしておりますことから、例えば、第4号のイの規定の適用を受ける「予備校」に在籍する者に対し、奨学金の支給を行う取り扱いとしているなど、第4号の規定の新設により、今回の改正で、支給範囲の拡大を行うという趣旨ではございません。

第5条の支給額等の規定、第6条の申請手続、及び第8条の変更の届出の規定の改正につきましては、今回の改正により「教育等施設」を規定することに伴いまして、その文言を挿入する必要がある部分を改正しようとするものであります。

議案第3号「名取市震災遺児孤児奨学金支給要綱の一部を改正する告示の制定」についての補足のご説明は、以上であります。

武田委員長

ありがとうございました。

この説明について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし。

武田委員長

議案第3号について承認といたします。

議案第4号、平成28年度名取市教育基本方針について、議題にしたいと思っております。教育長より、ご説明をお願いいたします。

瀧澤教育長

議案第4号について、資料は17ページから21ページ及び、議案資料集の7ページ、8ページの議案第4号資料になります。平成28年度名取市教育基本方針については学校教育関係の一部を変更するものであります。基本方針の4つの柱については、1つ、心身共に健康な児童生徒の育成、1つ、人間性豊かな人づくり、1つ、地域文化の創造と文化遺産の活用、1つ、市民総スポーツ活動の推進の4つを重点として掲げ、生涯に渡る学習の充実に努めることとしていることにつきましては変更ありません。また、1.生涯学習振興施策の推進、2.学校教育の充実、3.社会教育の充実、4.文化芸術の振興、5.スポーツの振興という大きなくくりは従来通りの組み立てであります。それぞれの具体的な施策について具現化すべく努めてまいりたいと思っております。各委員各位のご審議をお願いいたします。

なお、変更内容につきましては、担当課より説明をいたします。

武田委員長

学校教育課長、お願いします。

鈴木理事兼学校教育課長

資料は19ページになります。議案資料集は7ページに新旧対照表が載っておりますので、ご覧ください。2. 学校教育の充実、(3) 具体的施策、ア教育活動の充実、というところの(キ)の部分です。前年度まではコンピュータを活用して情報活用能力の育成に努めると共に情報モラル教育の充実を図るということにしておりましたが、来年度からICTの教育については、来年、再来年以降は指定校として決めてICT教育の推進を図るとともに、年次計画の中でICT環境の計画的な整備を行うという考えがあります。よって(キ)にありますようにICT環境の計画的な整備を行い情報教育や教科指導の充実を図るとともに、メールやSNS等に係る情報モラル教育を推進するという具体的な文言を載せさせていただきました。これが1点目です。

2点目は(ケ)の部分です。先ほど、市の防災担当者会の話し合いの様子を報告をさせていただきましたが、来年度から毎月11日を防災学習日として、市内の学校が共通のカリキュラムによって防災教育を推進するということを実践することにしておりますので、それを(ケ)の部分で具体的に入れさせていただき、毎月11日を防災学習日とし、市立学校共通のカリキュラムによる防災教育を推進するとともに、各校における防災教育の自校化に努め、災害種別に応じた避難訓練等を実施することで、防災意識と防災対応能力を育成するという形に直させていただいた次第でございます。

3点目になります。資料は20ページと新旧対照表ですと8ページになります。昨年度から小中連携による交流ということで載せておりましたが、来年度から、なお、小中連携の中身を教科指導や防災教育だけではなく、生徒指導上の諸問題についてもお互いの資質向上に結びつけてほしいということで、(ウ)教職員の資質向上の部分を小中連携による互惠性のある交流や研修の充実を図り、教科指導や防火教育、生徒指導上の諸問題に対する資質向上の充実に資するという形に直させていただきました。

以上になります。

武田委員長

ありがとうございました。

ご質疑等ありませんか。

各委員

なし。

武田委員長

それでは、平成28年度の名取市教育基本方針ですが、議案資料集の7、8ページにある新旧対照表をご覧ください。詳しい内容が分かると思います。大きく変わったところは3点ということで、これについても従来の方針を大切にしながら更に、強化していく、2つ目は、今年度課題になったこと、これからやらなければならないことを重点的にその中に盛り込んだという文言になっているということですが、このことにつきまして各委員からご意見をいただきたいと思っております。

全委員

なし。

武田委員長

異議なしということで、議案第4号について承認といたします。

議案第5号、平成27年度名取市一般会計補正予算(第8号)(教育費)に対する意見について、議題にしたいと思います。

教育長より、ご説明お願いいたします。

瀧澤教育長

議案第5号について、資料は22ページから29ページになります。

本案につきましては、2月23日から開催される定例議会に提案予定の教育費の補正予算について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に規定に基づき、市長から意見を求められておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

補正予算案の内容につきましては、教育部長から説明いたします。

武田委員長

教育部長、お願いします。

小野寺教育部長

議案5号、平成27年度名取市一般会計補正予算(第8号)(教育費)について、24ページからの「事項別明細書」により説明します。

歳入の部、13款1項5目の教育使用料の1節幼稚園使用料ですが、就園奨励費などの還付により△1,566千円の減額を見込み補正を行うものです。

また、3節文化会館使用料ですが、本年度のこれまでの実績と今後の収入見込みから、5,000千円の増額を見込み補正を行うものです。

14款1項3目の災害復旧費国庫負担金ですが、被災した閑上小学校及び閑上中学校の解体工事に対する国庫負担金ですが、国の災害査定による事業内示並びに閑上中学校の解体工事等の契約が終了したことによる精査により△245,848千円の減額補正を行うものです。

14款2項6目の教育費国庫補助金ですが、2節小学校費要保護児童就学援助費、3節中学校費要保護生徒就学援助費について、対象者数が減少したことから、減額補正を行うものです。

14款2項7目の災害復旧費国庫補助金ですが、閑上中学校応急仮設校舎借上げに係る国庫補助金ですが、借上料に含まれる解体費の執行がなかったことから解体費相当額の減額補正を行うものです。

14款3項3目の教育費国庫委託金ですが、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」として被災した児童、生徒の心のケアを目的とした学習支援を行う事業の委託金ですが、事業費の確定により減額補正を行うものです。

15款2項6目の教育費県補助金ですが、1節小学校費被災児童就学支援事業費と2節中学校費生徒就学支援事業費については、被災した児童・生徒への学用品費等の支給事業においては対象者数が減少し、閑上小・中学校への児童・生徒の通学支援事業費においては、スク

ールバス委託料の額が確定したことから減額補正を行うものです。また、被災幼児就園支援事業費については、公立幼稚園在園児1名分の就園支援費の増額補正を行うものです。

20款4項3目の教育費収入の遺跡調査受託事業費ですが、精神医療センター建設関連発掘調査については、調査が中止になったことから全額を減額し、名取地区農地復興関連発掘調査については、事業費の精査による減額を行うものです。

歳入合計は、300,576千円の減額となっております。

続きまして、25ページになります。歳出予算につきましては、本年度の最終調整を図るため、各種事業について精査を行い、事務的経費の節減、契約等による事業費の確定に伴う見直し等を図るものです。

4款1項13目再生可能エネルギー等導入事業費ですが、小・中学校6校と公民館2館の太陽光発電設備設置工事について、設計・監理委託料と工事請負費の額が確定したことから、減額を行うものです。

5款1項2目震災等対応雇用支援事業費ですが、大学等の高等教育機関と連携した生涯学習機会提供事業委託料の額が確定したことから減額補正を行うものです。

10款1項2目事務局費ですが、閑上小・中学校再建推進事業費として、再建推進協議会に係る経費で8節報償費と9節旅費を減額するとともに、11節需用費で、学習指導要領作成に向けた事務費を、13節委託料では閑上小学児童の閑上中学校見学に係る送迎委託料を減額しております。また、歳入で説明しました緊急スクールカウンセラー等派遣事業費については、11節需用費と13節委託料で派遣委託料の減額を行うものです。

20節扶助費では、震災遺児孤児奨学金の本年度の支給額が確定したことから、減額を行うものです。

10款1項4目特別支援教育推進費ですが、7節賃金で、特別支援教育支援員賃金の精査を行い減額するものです。

10款2項1目小学校の学校管理費ですが、13節委託料で、愛島台地区の児童通学送迎委託料及び閑上小学の被災児童通学送迎委託料を減額するとともに、26ページになりますが、14節使用料及び賃借料では、愛島小学校・下増田小学校仮設校舎借上料等の減額を行うものです。

10款2項2目小学校の教育振興費ですが、20節扶助費で、歳入でも説明しましたが、要保護及び準要保護児童就学援助費、被災児童就学支援費の対象児童数減少に伴う減額補正を行うものです。

10款2項3目小学校の学校建築費ですが、下増田小学校校舎増築工事が完了したことから、工事監理委託料と工事請負費の減額を行うものです。

10款3項1目中学校の学校管理費ですが、11節需用費では、上下水道使用量の見込みから減額をし、13節委託料では、相互台地区の生徒通学送迎委託料と閑上中学校の被災生徒通学送迎委託料を減額するものです。

14節使用料及び賃借料では印刷機借上料を、15節工事請負費では、完了した中学校4校の保健室エアコン設置工事費を減額するものです。

10款3項2目中学校の教育振興費ですが、7節賃金で緊急学校支援員賃金の精査を行い、9節の旅費では、語学指導助手の帰国旅費の額が確定したことから、それぞれ減額するものです。11節需用費では、本年度、改築する第二中学校武道場に使用する畳等に不足が生じることから購入費を増額補正するものです。

20節扶助費では、歳入でも説明しましたが、要保護及び準要保護生徒就学援助費、被災生徒就学支援費について対象生徒数減少に伴い減額補正を行うものです。

27 ページになります。

10 款 3 項 3 目中学校の学校建築費ですが、13 節委託料で、増田中学校校舎増築事業に係る工事設計・地質調査委託料の額が確定したことから、減額するものです。

10 款 4 項 1 目幼稚園費ですが、13 節委託料で閉園する幼稚園からの備品等運送委託料を増額補正するものです。

10 款 5 項 2 目公民館費ですが、公民館管理事業費では、11 節需用費で増田西公民館屋上屋根防水修繕等の精査により減額するとともに、18 節備品購入費では、空港周辺環境整備事業の助成を受けて購入した下増田公民館の備品購入費等の精査により減額するものです。

次に、増田公民館改築事業費では、13 節委託料で内装実施設計委託料を減額し、仮設閑上公民館整備事業費では、14 節使用料及び賃借料で駐車場借上料を、19 節負担金補助及び交付金で整備事業負担金をそれぞれ精査により減額するとともに、愛島公民館改築事業費では、19 節負担金補助及び交付金で新たに水道加入金等を補正するものです。

10 款 5 項 4 目図書館費ですが、13 節委託料で、増田公民館改築事業費と同様に新名取市図書館内装実施設計委託料を精査により減額するものです。

10 款 5 項 5 目文化財保護費ですが、増田地区防災広場整備工事に伴い、市指定天然記念物衣笠の松の保全委託料を補正するものです。

10 款 5 項 7 目文化会館管理運営費ですが、歳入予算で使用料増額を見込んだことから、財源更正を行うものです。

10 款 5 項 8 目遺跡調査受託事業費ですが、先ほど歳入で説明した受託事業について同額を歳出において減額するもので、精神医療センター建設関連発掘調査事業では、4 節共済費、7 節賃金、28 ページの 11 節需用費で全額減額し、名取地区農地復興関連発掘調査事業では、13 節委託料で減額を行うものです。

10 款 6 項 3 目学校給食費ですが、給食共同調理場 PFI 事業による学校給食センターの施設維持管理委託料及び調理等委託料については、物価指数動向や提供食数の実績による見直しを行うことになっていますが、今回、見直し・精査の結果、減額を行うものです。

11 款 3 項 1 目公立学校施設災害復旧費ですが、まず、14 節使用料及び賃借料の閑上中学校応急仮設校舎借上料ですが、歳入で説明しましたが、当初予算に計上していた閑上中学校応急仮設校舎の解体費について本年度は解体を実施しないことから、減額するものです。

次に、閑上小・中学校災害復旧事業ですが、契約が終了しました事業費について精査を行い減額するものです。

13 節委託料では、閑上中学校解体工事監理委託料、閑上小・中学校改築工事実施設計委託料を減額し、15 節工事請負費では、閑上中学校解体工事で校舎・体育館解体工事費と工作物等の移設工事費の減額を行い、閑上小学校解体工事では、契約終了しました工作物等の移設工事費のみ減額をしております。

歳出予算の合計は、△498,869 千円の減額となります。

次に繰越明許費であります。29 ページになります。平成 27 年度歳出予算のうち、年度内に支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより、翌年度 28 年度に繰り越して使用することができるようにするものです。公共施設再生可能エネルギー導入事業、愛島公民館改築事業、閑上小・中学校災害復旧事業の関連予算を平成 28 年度に繰り越すものです。

以上で、補正予算の説明を終了いたします。

武田委員長

只今、教育部長から補正予算について詳しく説明がありました。内容についてご質疑等ありませんか。

相原委員

減額の額で一番大きいのは、閑上小中学校関係だと思えますが、解体する時期等がずれたのだと思えますが、応急施設の解体は来年ですか。新しく建てる分と解体の関係を分かりやすく、こんな感じで統合したものができ、設計予算はこうなり、仮校舎で解体するのはこうなり、工事はこのようになりますというようなことを教えてください。

武田委員長

今後のスケジュールですね。

佐藤庶務課長

もともとの、閑上小学校・中学校の校舎解体からご説明いたします。解体について昨年、災害復旧災害査定をうけましたので、国で負担すべき負担基本額というのが決まりました。

それに伴いまして、当初見込みで見ていた歳入の分は負担基本額が決まったのでそれを上回ると減額補正になります。解体の支出ですが、今、閑上中学校については解体の契約が終了しております。当初見込んでおりました、事業費の中から契約が終って事業費として不要になった部分を減額する。閑上小学校については、間もなく業者が決まりますので当初見込んでいた金額そのままになります。関連するところが資料の29ページになります。その分は事業が今年度中に終わらないので490,000千円を繰越させていただいて、平成28年度に小学校・中学校とも解体はこれで行うという形になります。

それから建てる方の予算ですが、平成28年度予算の建築費というところで災害復旧費の中に出てまいります。

以上になります。

武田委員長

閑上小中学校の解体は、中学校が進んでいて小学校は間もなく始まる。新校舎建築については、時期がずれたとしても確実に進んでいて、ずれた場合は予算を調整し修正しますということですね。

佐藤庶務課長

すみません。説明がもれました。

閑上中学校の現在の応急仮設校舎関係の減額ということですが、応急仮設校舎を今、業者より借用して使用しております。国庫補助金の申請をする際に、賃借料とその建物を解体するお金とセットで申請するルールになっております。平成30年の開校までは解体しないのですが、ルール上、賃借料・解体費セットで申請して予算化をするために、毎年、今年は壊しませんでしたと言うことで、解体費を減額するという状態を繰り返すことになりますので、今回、閑上小・中学校の応急仮設校舎の借上料で減額になったのは解体経費分ということですので。平成28年度の予算ですが、閑上中学校の借上げ経費については、今、申し上げましたとおり借上げ経費、解体経費とセットの金額でお願いをするということになります。

以上です。

武田委員長

よろしいでしょうか。

確認をしたいと思います。

この内容について、ご質疑等ありませんか。

各委員

なし。

武田委員長

なければ、議案第5号について、平成27年度名取市一般会計補正予算(第8号)(教育費)に対する意見について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

武田委員長

議案第5号について、平成27年度名取市一般会計補正予算(第8号)(教育費)に対する意見について、異議なしということで承認といたします。

続きまして、議案第6号、平成28年度教育費予算案に対する意見について、議題にしたいと思います。

教育長より、ご説明お願いいたします。

瀧澤教育長

議案第6号ですが、資料は30ページから35ページ及び、議案資料集の9ページから25ページの議案第6号資料になります。本案についても補正予算と同様2月23日から開催される定例議会に提案するにあたり市長から教育委員会に意見を求められております。新年度予算については衛生費、労働費及び、災害復旧費を含む教育費関係予算総額については、本年度当初予算と比較すると大幅に増額となっておりますが、これは災害復旧費で閑上小中学校の改築工事費4,550,000千円を措置したことによるものであります。また、新規事業といたしまして、名取の将来を担う子ども達の確かな学力の向上を図るため、確かな学力向上推進事業の予算計上したところであります。詳細については教育部長から説明いたします。

武田委員長

教育部長、お願いします。

小野寺教育部長

資料は35ページの一番下の歳出合計になります。平成28年度の教育費関連歳出予算の合計は8,694,066千円で、前年度と比較しまして4,926,551千円、130.8%の増額となっております。内訳としては、33ページになりますが、4款衛生費で再生可能エネルギー等導入事業の終了により、280,763千円の減額、5款労働費では、8,748千円の増額、10款教育費で



は、578,868千円の増額となっております。35ページにお戻りいただいて、11款災害復旧費では、4,619,698千円の増額となっております。教育長が先程ご説明申し上げましたとおり、大幅な増額となった理由は、災害復旧費で閑上小・中学校の改築工事費を計上したことによるものです。

それでは、新年度予算概要については、別冊資料集9ページの議案第6号資料「平成28年度教育費当初予算事項別明細書」で説明いたします。

9ページの歳入の部になります。歳入の主なもの、昨年度と変わった点についてご説明申し上げます。13款1項4目土木使用料3節公園使用料では、十三塚公園の市民球場、陸上競技場、庭球場の使用料で1,332千円の増額となっております。

13款1項5目教育使用料では、1節の幼稚園使用料で、在園児数の減少で2,706千円の減額となっておりますが、3節の文化会館使用料で2,000千円、4節市民体育館使用料で920千円、それぞれ増額となっております。

13款2項5目教育手数料の、幼稚園入園手数料は入園者の減少により減額となっております。

14款国庫支出金が1,249,167千円の大幅な増額となっておりますが、その理由として、14款1項3目災害復旧費国庫負担金ですが、閑上小・中学校改築事業に係る負担金で1,125,546千円を見込み計上しておりますが、校舎・体育館・水泳プール・校庭整備工事等の改築工事に伴うものです。

14款2項5目教育費国庫補助金については、前年度と同様に特別支援教育就学奨励費、要保護児童・生徒就学援助費のほかに、4節中学校建設費では、増田中学校校舎増築事業費を計上しておりますが28年度に工事を行うことから大幅な増額となっております。5節文化財保護費では、埋蔵文化財緊急調査費、史跡雷神山古墳環境整備事業に伴う文化財保存整備事業費に加えて、文化財普及活用事業費として歴史文化基本構想策定事業に係る補助金を見込んでおります。

7目の災害復旧費国庫補助金ですが、閑上中学校応急仮設校舎借上げに係る補助金を見込んでおります。

15款2項7目教育費県補助金では、被災児童・生徒に対する就学支援事業費及び文化財保存整備事業費の補助金を見込んでおります。

15款3項2目教育費県委託金では、平成27年度に引き続き2名のスクールソーシャルワーカー活用事業の委託金を見込んでおります。

10ページになります。次に20款5項2目の10節学校給食費実費徴収金では、計画食数が若干減ったことにより全体で483千円減額となっております。

次に歳出の概要についてですが、11ページになります。特に変更があった事業・新規事業の内容等について、ご説明いたします。

4款1項12目みやぎ環境交付金事業費では、平成27年度に引き続き「みやぎ環境税」を財源として文化会館照明のLED化を図ります。

5款1項2目震災等対応雇用支援事業費では、県の交付金を活用し、引き続き被災求職者を雇用し、大学等の高等教育機関と連携した生涯学習機会提供事業を行います。

続きまして、10款教育費関係の主なものについてご説明を申し上げます。

最初に全般的なことを申し上げます。教育費の各項目に給料、職員手当等、共済費、退職手当組合負担金等の人件費が計上されています。それらの金額の増減にかかる予算措置については、主に人事異動によるものでございますのでご了承願います。

まず、1項教育総務費です。1目教育委員会費ですが、教育委員や会議に係る経費でほとんど増減はありません。

2目事務局費ですが、減額の要因は主に人件費によります。名取の将来を担う子ども達の確かな学力の向上を図るため、新たに「確かな学力向上推進事業」として予算を計上しており、28年度は1節報酬で学校教育指導専門員を1名配置し、ICT教育の推進のための環境整備として、12ページになりますが、14節使用料及び賃借料の中で児童用タブレット端末の借入料を、18節備品購入費で大型モニター等の購入費を計上しております。

11ページになります。8節報償費ではスクールソーシャルワーカー2名の謝礼を計上しており、増田中学校と第一中学校を拠点校として、引き続き事業に取り組むこととしております。

また、閑上の小・中学校の開校に向けて、児童・生徒や教員の理解・交流を図るための事業費を9節旅費、11節需用費などで計上したほか、引き続き閑上小・中学校再建の検討を行う再建推進協議会開催にかかる経費を計上しております。

12ページ20節扶助費になります。震災遺児孤児の学業支援事業として引き続き奨学金支給事業を実施します。対象者を38名と見込みまして、10,280千円の予算を計上しております。

3目生涯学習推進費ですが、1,611千円の減額となっておりますが、27年度は生涯学習振興計画策定のための事業費として、13節委託料で「市民意識調査委託料」などを計上したことによるものです。

4目特別支援教育費推進費ですが、7節賃金で、市の独自支援事業である特別支援教育支援員を市内幼稚園・小・中学校に27名配置する計画ですが、人数の増加及び賃金単価のアップで4,219千円増額となっております。

また、特別支援学級が39学級、通級学級が8学級設置の予定であり、学級運営に係る経費や就学指導委員会運営経費などの予算を計上しております。

次に13ページ、2項小学校費です。1目小学校の学校管理費は、小学校の施設の維持管理に係る経費ですが、71,630千円の減額となっております。その主な要因は、27年度予算で校舎増築工事完了に伴う愛島小学校・下増田小学校のプレハブ仮設校舎解体費を計上したことによるもので、平成28年度は借上げが終了したことから、14ページになりますが、14節使用料及び賃借料で73,212千円の大幅な減額となっております。

13ページになります。1節報酬では、校医報酬と薬剤師報酬の改定を行うとともに、14ページになりますが、18節備品購入費では現在、本郷・堀内地区から館腰小学校に通学する児童の送迎に使用しているスクールバスが老朽化したことから更新を行うためバス購入費を計上しております。

2目小学校の教育振興費では、17,608千円の減額となっております。主な要因は、27年度で小学校教科書改訂に伴い教師用教科書・指導書等を新たに整備したことによるものです。

新年度も学級支援のため市の独自施策である教員補助者を各小学校に1名配置する予算を計上しています。

次に、15ページ、3項中学校費です。1目中学校の学校管理費は、中学校の施設の維持管理に係る経費ですが、1節報酬で、小学校費と同様に校医報酬等の改定を行っております。13節委託料で11,451千円の減額となっておりますが、生徒通学送迎委託と被災生徒の通学送迎委託料の減額によるものです。

16ページになります。18節備品購入費では、みどり台中学校のFF式石油暖房機の更新費を計上しております。

2 目中学校の教育振興費では、11,179 千円の増額になっておりますが、主な要因は 28 年度に中学校教科書改訂にあたり、教師用教科書・指導書等を新たに整備することによるものです。

中学校における、生徒指導関係の予算は、引き続き小学校と同様に教育補助員を配置し、各中学校にスクールカウンセラーや、不登校対策の訪問指導員を配置するほか、生徒指導上の課題対策として「緊急学校支援員」を配置するなど、より専門的、具体的に対応できるよう予算を計上しております。

また、外国語指導助手招致事業関係予算として、5 名分の予算を計上しています。

17 ページになります。3 目の中学校の学校建築費ですが、生徒数の増加に伴う増田中学校の校舎増築事業費を計上するもので、鉄筋コンクリート造 4 階建の校舎 12 教室分と駐輪場の整備等を行うものです。

4 項 1 目幼稚園費ですが、27 年度末をもって、愛島幼稚園と下増田幼稚園を閉園することから人件費や維持管理経費に係る予算が減額になっておりますが、高館幼稚園と本郷幼稚園の交流保育や閉園セレモニーに係る事業費を、8 節報償費、11 節需用費などで計上しております。

また、18 ページになりますが、19 節負担金補助及び交付金で、新たに市内私立幼稚園に対する私立幼稚園特別支援教育教育費補助金 10,923 千円を計上しており、公立幼稚園閉園後の障がい児保育の充実を図るものです。

次に、5 項社会教育費です。1 目社会教育総務費ですが、職員人件費が減額になっております。28 年度も上山市とのわんぱく交歓研修会などの交流事業の予算を計上しています。

2 目公民館費では、11 節需用費で 15,573 千円の増額になっておりますが、修繕料で名取が丘公民館の屋上防水修繕料を計上したことによるものです。また、19 ページ 18 節備品購入費では改築を行う愛島公民館の庁用備品購入費等を計上しております。

3 目社会教育振興費では、増減はほとんどありませんでした。

4 目図書館費については、20,059 千円の大規模な減額ですが、20 ページになりますが、13 節委託料で、平成 27 年度で新図書館建設関係予算として「図書館内装実施設計委託料」を計上したことによるものですが、平成 28 年度では、11 節需用費及び 18 節備品購入費において、新図書館の開館に向けた図書・視聴覚教材の購入費等で 19,964 千円を計上しております。

5 目文化財保護費ですが、「歴史文化基本構想」策定のための策定委員会の開催、資源調査の調査員等の謝礼を 8 節報償費に計上しております。また、国・県の補助を受けて、平成 27 年度から 2 ヶ年計画で実施する史跡雷神山古墳環境保全整備事業では 21 ページ、15 節工事請負費でガイダンス施設等の整備工事費を計上しております。また、13 節委託料では、(仮称)歴史民俗資料館整備基本構想・計画策定委託料を計上しております。

6 目文化振興費では、名取市文化振興ビジョンの改訂に取り組むべく 8 節報償費で文化振興懇話会委員謝礼を計上し、19 節負担金補助及び交付金の文化関係振興助成金の中で、平成 28 年度名取市で開催されます第 20 回みやぎ県民文化祭運営助成金を計上しております。

7 目文化会館管理運営費は、主に、文化会館の指定管理料となりますが、開館から 17 年を経過し大規模な修繕が必要になっていることから 15 年間の長期修繕計画を作成し、修繕を行うこととしており、22 ページになりますが、平成 28 年度は 11 節需用費修繕料で 107,354 千円を計上しております。

次に 22 ページ 6 項保健体育費です。1 目保健体育総務費は、主に人件費ですが、8 節報償費で震災の心のケアプロジェクト相談医師 2 名の謝礼を計上しております。

2 目体育振興費ですが、主に名取市体育協会に対する市民体育館及び十三塚公園有料公園施設の管理運営及びスポーツ教室事業等の指定管理者料になりますが、11 節需用費で十三塚公園管理棟トイレ修繕料を計上しており、洋式化の改修を行います。

3 目学校給食費の減額の主な要因は、13 節委託料の学校給食センター維持管理委託料及び調理等委託料、17 節公有財産購入費の学校給食センター施設取得費、18 節学校給食備品購入費の減によるものです。

4 目市民体育館費ですが、24 ページ 15 節工事請負費で、経年劣化が進んだ市民体育館のトイレを改修し洋式化する改修工事費 37,000 千円を計上しております。

11 款災害復旧費の 3 項 1 目公立学校施設災害復旧費では、14 節使用料及び賃借料で、引き続き閑上中学校の応急仮設校舎借上げ料を計上しております。

また、閑上小・中学校改築事業として、12 節役務費で建築確認申請手数料を、13 節委託料で工事監理委託料を、15 節工事請負費では 4,550,000 千円の改築工事費を計上しております。

最後に、25 ページになりますが、平成 28 年度以降に支出が予定されている事業の債務負担行為調書を載せております。

以上で新年度関係予算の説明を終わります。

武田委員長

平成 28 年度教育費予算案の説明をしていただきましたが、各委員からご意見等をいただきたいと思います。

ご質疑等ありませんか。

全委員

なし。

武田委員長

なければ、議案第 6 号について承認としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議なしと認め、議案第 6 号について承認といたします。

今後の議会にかけるようになります。

最後の議案になります。議案第 7 号「県費負担教職員人事異動の内申について」ですが、本件は人事案件になりますので「名取市教育委員会会議規則 7 条」に基づき、秘密会議にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議なしと認め、これより秘密会議といたします。

(秘密会議の会議録は別に作成する)

武田委員長

以上で、秘密会議を終了いたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

午後 5 時 10 分

以上会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 3 月 16 日

署名委員

---

署名委員

---